

令和元年度（平成31年度）

事務事業概要

品川区選挙管理委員会

1 選挙管理委員会の設置および職務

(1) 設置の根拠・組織・運営

- ① 地方自治法第181条～194条（昭22・法67）
- ② 品川区選挙管理委員会規程（平元・選告示2）
- ③ 品川区選挙管理委員会事務局規程（昭57・選訓令甲1）

(2) 職務

- ① 区議会議員・区長選挙の管理執行
- ② 国および東京都の選挙ならびに最高裁判所裁判官国民審査の執行
- ③ 選挙人名簿および在外選挙人名簿の調製
- ④ 選挙啓発
- ⑤ 検察審査員候補者予定者の選定
- ⑥ 裁判員候補者予定者の選定
- ⑦ 公職の候補者等の政治活動に関すること。
- ⑧ 直接請求に関すること。

(3) 委員

- ① 定 数 4名（外に同数の補充員）
- ② 任 期 4年（令和4年10月25日まで）
- ③ 選任方法 委 員→選挙権を有する者のうちから区議会において選挙する。
（地方自治法第182条第1項）

補充員→選挙権を有する者のうちから委員と同数を区議会において選挙する。（地方自治法第182条第2項）

委員・ 補充員の別	氏 名	所属党派	就任年月日	職 名
委 員	塚本 利光	自由民主党	平成30年10月26日	委員長
同 上	三上 博志	公 明 党	同 上	委員長職務代理者
同 上	宮尾 裕幸	日本共産党	同 上	
同 上	本間 隆	無 所 属	同 上	
補充員	西元 毅	無 所 属	同 上	
同 上	山路 良成	公 明 党	同 上	
同 上	藤根 夏夫	日本共産党	同 上	
同 上	奥山 晃	無 所 属	同 上	

※委員長・同職務代理者としての就任年月日および補充員の順序の決定については、平成30年11月2日付。

(4) 事務局

設置および組織・所掌事項

① 設置

- ・ 地方自治法第191条
- ・ 品川区選挙管理委員会規程第16条

② 組織

事務局 9人（平成31年4月1日現在）

③ 所掌事項

- ・ 委員会に関すること。
- ・ 選挙人名簿に関すること。
- ・ 在外選挙人名簿に関すること。
- ・ 各種選挙および国民審査の執行に関すること。
- ・ 選挙争訟に関すること。
- ・ 品川区明るい選挙推進協議会に関すること。
- ・ 選挙の啓発および周知に関すること。
- ・ 選挙および投票の統計に関すること。
- ・ 検察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- ・ 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- ・ 各種投票および直接請求の事務に関すること。
- ・ 選挙に関する調査および資料の収集に関すること。
- ・ 事務局の庶務に関すること。

2 事務事業内容

(1) 選挙管理委員会の運営

- ① 委員会（定例会月2回第2・第4火曜日午前10時～・臨時会）
- ② 関係機関会議

(2) 公職選挙法に基づく管理執行事務

- ① 選挙人名簿の調製（公職選挙法第19条～第30条、同施行令第11条～第22条の2）

ア 登録

(a) 定時登録

年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている者を、3、6、9および12月の各月1日を基準として当該月の1日に登録する。

(b) 選挙時登録

選挙が行われる際、定められた基準日に登録資格を有する者を当該基準日に登録する。

* 平成31年4月13日現在

登録者	331,626人
男	161,638人
女	169,988人

イ 閲覧

選挙の期日の公示、または告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除いて、申し出により名簿の抄本を閲覧に供する。

ウ 抹消

登録されている者が死亡したり、国籍を喪失したとき、または区外転出後4か月经過したときは名簿から抹消処理する。

- ② 在外選挙人名簿の調製（公職選挙法第30条の2～第30条の15、同施行令第23条～第23条の18）

ア 登録等

(a) 在外選挙人名簿の登録の申請

年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3か月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者を、申請に基づき随時登録する。

(b) 在外選挙人名簿への登録の移転の申請

選挙人名簿に登録されている者のうち、国外転出届がされた者から申請がされ、かつ、国外に住所を有する者を、在外選挙人名簿への登録の移転を行う。

* 令和元年5月7日現在

登録者	945人
男	462人
女	483人

イ 在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録した者に、在外選挙人証を交付する。

ウ 閲覧

選挙の期日の公示、または告示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの間を除いて、申出により名簿の抄本を閲覧に供する。

エ 抹消

登録されている者が死亡、国籍喪失したとき、または国内において新たに住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後4か月経過したときは名簿から抹消処理する。

③ 公職の候補者等の政治活動に関する事務

政治活動用事務所看板の証票を交付するほか、公職選挙法第143条第16項の規定に違反した立札、看板およびポスターの撤去命令などを行う。

④ 滞在地不在者投票事務（公職選挙法施行令第56条）

⑤ 選挙権および被選挙権に関する通知および処理事務（公職選挙法第11条）

⑥ 郵便等投票証明書交付事務（公職選挙法施行令第59条の3～第59条の3の3）

⑦ 選挙人名簿登録証明書交付事務（公職選挙法施行令第18条）

⑧ 南極選挙人証交付事務（公職選挙法施行令第59条の7）

(3) 検察審査員候補者予定者の選定（検察審査会法第10条、第11条）

選挙人名簿登録者から、検察審査員候補者の予定者として検察審査会から通知のあった員数をくじで選定後、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、これを検察審査会に送付する。

(4) 裁判員候補者予定者の選定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条、第22条）

選挙人名簿登録者から、裁判員候補者の予定者として地方裁判所から通知のあった員数をくじで選定後、裁判員候補者予定者名簿を調製し、これを地方裁判所に送付する。

(5) 東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製（漁業法第89条、第94条）

毎年9月1日現在で選挙人の選挙資格を調査し、10月15日までに選挙人名簿を調製の上、10月20日から11月3日までの期間縦覧し、12月5日に確定する。

* 平成30年度品川区登録者数 30名（男19名、女11名）

※平成30年12月14日に漁業法等が改正され、海区漁業調整委員会の委員の選任方法が都道府県知事の任命となり、従来の選挙による選任する制度を廃止したため、海区漁業調整委員会の選挙人名簿を調製しないこととなった。

なお、解職請求等に備えて現委員の残任期間中（令和2年8月4日まで）は、選挙人名簿の据置義務は残る。

(6) 選挙啓発の推進（公職選挙法第6条）

民主主義の基盤である選挙の重要性について自覚を促すなど区民の政治意識の向上に努め、明るい選挙の実現を図る。

① 啓発講座の開催

しいの木講座

区民を対象に年1回行う。

平成30年度 100名参加

② ポスターコンクール

小・中学校および高等学校の児童生徒を対象に明るい選挙啓発ポスターを募集し、審査会において入選および特選を選定する。これらの作品には賞状・賞品を贈呈し、全応募作品は区の施設で展示する。

なお、特選は東京都の第2次審査へ提出し、一定数が更に国の第3次審査へ送られ、文部科学大臣・総務大臣賞などが選ばれる。

* 応募および入賞の状況（平成30年度）

[応募] 496点(小学生の部309点、中学生の部186点、
高校生の部1点)

[入選] 51点(小学生の部27点、中学生の部23点、
高校生の部1点)

[特選] 14点(小学生の部9点、中学生の部5点)

[奨励校] 大井第一小学校、鈴ヶ森中学校

[東京都優秀賞] 2点(小学生1点、中学生1点)

③ 若年層有権者へのメッセージカード（18歳、19歳）

送付日の次月に18歳、19歳となる区民へ、主権者としての心構えや投票を促すメッセージを送付することにより、選挙への関心をより高め、若年層の投票率の向上を図る。

発行 原則月1回

方法 対象者に個別に送付する。

* 送付数（平成30年度） 18歳 2,259件
19歳 2,407件

④ 出前模擬選挙の実施

選挙の仕組みについての学習や、実際の投票箱や記載台等を用いた架空の候補者への投票体験を通じて将来を担う若年層に選挙への関心を高める。

⑤ 選挙物品の貸出

次世代を担う児童・生徒に対する啓発活動の一環として、小・中学校および高等学校へ投・開票業務で実際に使用する物品を貸し出す。

* 貸出件数（平成30年度） 1件

(7) 明るい選挙推進協議会の活動援助

明るい選挙推進委員によって構成される明るい選挙推進協議会は、民主主義の基本である明るい選挙の実現に向け様々な活動を展開しており、その活動が円滑に推進できるように会の運営について側面から援助する。

① 会員数 183名（平成31年4月1日現在）

② 組織運営（平成30年度実績）

総会	1回
運営委員会	8回
専門部会	36回
地区会	64回
都選管主催研修会など	1回

③ 事業活動

ア 話し合い活動（平成30年度実績716回 延人数5,584名）

明るい選挙推進委員が年間を通じて行う基本的な活動で、この活動が円滑に行うことができるよう援助する。

イ 話し合い助言者研修

話し合い活動において助言者となる明るい選挙推進委員に対し、話し合い活動のあり方や、心がまえについての研究、研修を行うことで、明るい選挙推進活動を強化する。

- ・ 新任研修（1回） 新任の明るい選挙推進委員に対し、活動の意義等を習得させる。
- ・ 区外研修（1回） 他市の状況や文化施設などを見聞し、明るい選挙推進委員としての資質向上を図る。

ウ 啓発事業

啓発紙「しいの木かわら版」の発行、地区まつり等イベント会場や街頭での啓発活動に対し、必要な支援を行う。

*平成30年度実績

「しいの木」発行	1回	「しいの木かわら版」発行	2回
イベント会場、街頭での啓発活動			24箇所
若年層への取組(若年層との啓発に関する意見交換会)			3回
成人式等での啓発イベント協力			2回
出前選挙（小・中学校で実施）			25校

(8) 令和元年度（平成31年度）執行（予定）の選挙

品川区議会議員選挙、参議院議員選挙

選挙結果一覧

選挙名	執行日	当日有権者数 (人)			投票者総数 (人)			投票率 (%)			備考
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
衆議院議員選挙	H29. 10. 22	144,002	150,047	294,049	78,881	81,965	160,846	54.78	54.63	54.70	小選挙区選出 (3区)
		14,761	16,804	31,565	8,039	8,956	16,995	54.46	53.30	53.84	小選挙区選出 (7区)
	H26. 12. 14	151,611	159,545	311,156	82,501	84,779	167,280	54.42	53.14	53.76	小選挙区選出
	H24. 12. 16	149,906	157,341	307,247	93,424	97,932	191,356	62.32	62.24	62.28	小選挙区選出
	H21. 8. 30	147,786	154,360	302,146	97,336	102,161	199,497	65.86	66.18	66.03	小選挙区選出
参議院議員選挙	H 28. 7. 10	156,305	164,062	320,367	90,027	94,586	184,613	57.60	57.65	57.63	東京都選出
	H 25. 7. 21	150,485	158,063	308,548	81,276	83,327	164,603	54.01	52.72	53.35	東京都選出
	H 22. 7. 11	148,152	154,838	302,990	87,011	90,988	177,999	58.73	58.76	58.75	東京都選出
	H 19. 7. 29	144,965	151,075	296,040	82,661	85,978	168,639	57.02	56.91	56.96	東京都選出
東京都議会議員選挙	H 29. 07. 02	155,091	163,469	318,560	79,722	85,918	165,640	51.40	52.56	52.00	
	H 25. 6. 23	147,094	155,118	302,212	62,232	66,869	129,101	42.31	43.11	42.72	
	H 21. 7. 12	145,348	152,348	297,696	78,399	82,783	161,182	53.94	54.34	54.14	
	H 17. 7. 3	139,195	145,236	284,431	60,549	66,823	127,372	43.50	46.01	44.78	
東京都知事選挙	H 28. 7. 31	154,905	163,005	317,910	90,507	100,400	190,907	58.43	61.59	60.05	
	H 26. 2. 9	148,570	156,610	305,180	71,111	74,280	145,391	47.86	47.43	47.64	
	H 24. 12. 16	147,867	155,590	303,457	93,095	97,693	190,788	62.96	62.79	62.87	
	H 23. 4. 10	146,265	153,538	299,803	80,011	89,459	169,470	54.70	58.27	56.53	
品川区議会議員選挙	H 31. 4. 21	156,738	165,641	322,379	61,098	66,955	128,053	38.98	40.42	39.72	
	H 30. 9. 30	156,969	165,730	322,699	50,263	55,269	105,532	32.02	33.35	32.70	補欠選挙
	H 27. 4. 26	147,094	155,505	302,599	57,901	63,367	121,268	39.36	40.75	40.08	
	H 26. 10. 5	148,014	156,233	304,247	34,070	36,544	70,614	23.02	23.39	23.21	補欠選挙
品川区長選挙	H 30. 9. 30	156,969	165,730	322,699	50,278	55,285	105,563	32.03	33.36	32.71	
	H 26. 10. 5	148,015	156,233	304,248	34,078	36,557	70,635	23.02	23.40	23.22	
	H 22. 10. 3	144,852	152,045	296,897	45,009	49,270	94,279	31.07	32.40	31.75	
	H 18. 10. 8	144,022	149,763	293,785	45,670	51,680	97,350	32.54	35.24	33.92	(翌日開票)

※ H 4. 7. 26 参議院議員選挙から即日開票実施

※ H10. 7. 12 参議院議員選挙から、投票時間2時間延長・不在者投票事由緩和および投票時間午後8時まで延長

※ H16. 7. 11 参議院議員選挙から期日前投票実施

※ H28. 7. 10 参議院議員選挙から選挙権年齢を18歳以上に引き下げ

※ H29. 10. 22 衆議院議員選挙から衆議院小選挙区の区割り変更により、品川区の選挙区が「東京都第3区」と「東京都第7区」となる。